

じてん車・ほこう者 専用道路

～レッツ♪スローサイクル&ウォーキング～

図 建設課(有家庁舎) ☎73-6675

自転車歩行者専用道路を通行するときに注意することは？



今回は、自転車歩行者専用道路を通行するときに、何に注意したらいいのか教えて。

自転車歩行者専用道路は、歩行者と自転車が通行できる道路です。道路を利用するときは、次の行為を行ってはけません。



禁止行為

- 交通の頻繁な道路で、乗馬または自転車の運転の練習をすること
- みだりに交通の妨害となるように、道路に泥土、汚水、ごみ、くず、くぎ、ガラス片をまいたり、捨てたりすること
- 交通の頻繁な道路で、たき火をすること
- 交通の妨害となるような方法でみだりに物件を道路に突き出すこと
- 凍結のおそれがあるときに、道路に水をまくこと
- 牛、馬、羊などの家畜を道路に放したり、交通の妨害となるような方法でつないだりすること
- 車両などの運転者の眼をげん惑するような光をみだりに道路に投射すること
- 進行中の車両などから広告、宣伝などの宣伝物や印刷物を配布したり、通行者などに交付したりすること
- 進行中の車両からみだりに体の一部または物件を突き出すこと
- 道路でみだりに爆竹、花火、発煙筒、かんしゃく玉、そのほかこれらに類するものを使用すること
- 道路で交通の妨害となるような方法で魚釣りや投網、そのほかこれらに類する行為をすること



そうなんだ。教えてくれてありがとう。

自転車歩行者専用道路(公道)を通行するときは、きまりを守って安全に通行するようにしましょう。



次は、自転車歩行者専用道路では、何が通行できるのか教えてもらおうかな。

教えて！国民年金

図 健康づくり課 ☎73-6641 または 各支所

～「出張年金相談」をご利用ください～

諫早年金事務所では、出張年金相談を実施しています。年金の請求方法が分からないなど、相談したいことがあれば、ぜひご利用ください。【※要予約】



●要予約 日程は右記のとおりです

※予約は随時受け付けていますが、人数に制限がありますので、早めの予約をお願いします。

※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、やむを得ず中止になる場合があります。

年金相談のご案内 【時間共通】午前10時～午後3時

- 5月11日(水)…西有家支所
- 6月8日(水)…口之津支所
- 6月22日(水)…布津支所
- 6月29日(水)…北有馬支所
- 7月13日(水)…南有馬支所
- 8月10日(水)…加津佐支所
- 8月24日(水)…有家支所
- 8月31日(水)…深江支所
- 9月14日(水)…西有家支所

南島原の考古学

せき ぞく いし はら
石 鏃 ～石原遺跡(西有家町)～

遺跡から出土するさまざまな遺物の中でも、最もポピュラーなものといえばこの石鏃が挙げられます。石鏃とは、読んで字のごとく「石」製の「鏃」のことで、棒の先端に取り付け、弓矢の矢として飛ばすことで動物の狩猟に用いられました。

狩猟用としての石鏃は、日本では主に縄文時代草創期頃(約16,000年前)から縄文時代晩期頃(約3,000年前)に至るまで、かなりの長期間にわたって盛んに利用された道具です。狩猟具としての完成度の高さがうかがえますが、稲作の普及に伴って狩猟の必要性が減少したことから、その姿を徐々に消していきました。しかしながら、南島原市周辺は山がちな地形が多く米作りに向かなかったようで、弥生時代になっても稲作のみならず継続して石鏃を用いた狩猟生活に重きを置いていたことが分かっています。

西有家町見岳地区の石原遺跡から見つかった石鏃は、同じ土層から出土した土器の年代などから、縄文時代後・晩期頃(約4,000～3,000年前)のものと考えられます。



石原遺跡出土石鏃

縄文人たちは、黒曜石を好んで素材としたようですが、そのほかにもサヌカイトやチャートといった多様な石材を利用しています。飛び道具という性質上、大量に消費することから刃物となる石材は手あたり次第に使ったのかもしれない。

いずれにせよ、物陰に身を潜め、息を殺し、獲物に向かって弓を引き絞る縄文人は、南島原市にも確かに存在したようです。

4月～5月の 小企画

図 4月1日(金)～5月30日(月)

※休館日：毎週火曜日

午前9時～午後5時(入館は午後4時30分まで)

図 深江埋蔵文化財・噴火災害資料館

図 一般…200円、高校生…150円、

中学生以下…無料 *団体割引あり

※企画展は入館料のみでご覧いただけます。

図 文化財課(南有馬庁舎) ☎73-6705

※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、やむを得ず中止になる場合があります。



こんにちは！消費生活センターです

図 南島原市消費生活センター
☎82-3010

光回線に関するトラブルにご注意！

～お得な言葉につられず、冷静に判断しましょう～

●相談事例

- ①電話で「基本料金の安い光回線電話に変えないか」と言われ応じた。契約確認書が届いたが、電話の基本料金とは別に、光回線の基本料金の請求もあり、むしろ高くなった。
- ②電話で「大手電話会社の関連会社です」と名乗っていたのに、実際には無関係の会社だった。
- ③家に訪問してきた事業者に「光回線電話をアナログに戻しませんか。手続きは無料です」と言われ応じた。後日、「サポートサービス月額1,500円(初月無料)」の契約書が届いた。先日のはこのサービスの一環のようだ。説明もなく解約したい。アナログに戻す手続きは自分でもできるものだった。

＜消費生活センターからのアドバイス＞

令和4年4月、南島原市内のほぼ全域で光回線が利用できるようになりました。インターネットを積極的に利用する人にとって光回線は便利なものですが、一方でしつこい勧誘や望まない契約に関する相談が消費生活センターに多数寄せられており注意が必要です。

勧誘を受けたときは、お得な言葉につられることなく、自分のインターネットや電話の利用状況に合うかどうか検討し、契約の内容を十分に確認しましょう。契約は口頭でも成立するので、電話での安易な返答にご注意ください。毎月料金がかかるサービスなので、親族や友人に相談するなど慎重に行動しましょう。

困ったときは消費生活センターにご相談ください。